

多摩ニュータウン環境組合地元協議会設置要綱

(設置及び目的)

第1条 多摩ニュータウン環境組合（以下「組合」という。）の運営について周辺地域住民と意見交換及び連絡調整を行うため、多摩ニュータウン環境組合地元協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

2 協議会は、ごみ処理施設等に関する意見交換、連絡調整等を通じて、周辺地域住民と組合が相互に理解を深めることにより、地域環境の保全、住民の安全・安心の確保及びごみ処理施設の円滑な運営を図ることを目的とする。

(意見交換及び連絡調整事項)

第2条 協議会は、前条第2項の目的を達成するため、次の事項について意見交換をする。

- (1) 組合のごみ処理事業に関すること。
- (2) 周辺地域住民からの意見に関すること。
- (3) その他必要な事項

2 協議会で連絡調整を行う事項は次のとおりとする。

- (1) 周辺地域住民の生活に関係するごみ処理事業の実施に関すること。
- (2) その他必要な事項

(協議会の構成)

第3条 協議会は、次に掲げる委員（以下「委員」という。）をもって構成する。

- (1) 協議会への参加意向のある、周辺地域の自治会、町内会又は管理組合（以下「自治会等」という。）から選出された者として管理者が認めるもの（以下「住民委員」という。）
- (2) 多摩ニュータウン環境組合事務局長、総務課長、施設課長及び計画担当課長（以下「組合委員」という。）

(委員の任期)

第4条 住民委員の任期は、自治会等から選出された日から1年とする。ただし、再任は妨げない。

(会議への出席)

第5条 住民委員は、選出された自治会等を代表して協議会の会議に出席し、当該会議の内容について当該自治会等に伝達をする。

2 委員は、協議会の会議に出席できないときは、代理人（住民委員にあつては、選出された自治会等の構成員に限り、組合委員にあつては組合職員に限る。）

を出席させることができる。

(開催回数)

第6条 協議会の会議の開催回数は、年1回とする。ただし、委員又は組合の要請により、開催回数を増やすことができる。

(会議)

第7条 協議会の会議は、委員もしくは組合の要請に基づき開催し、組合委員が会議の進行を務める。

- 2 協議会は、住民委員の2分の1以上が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 会議における意見交換、連絡調整等の内容を、組合と周辺地域住民の間で共有するため、会議録を作成する。会議録は組合事務局が作成し、委員の確認を得た上で、これを保管する。
- 4 協議会は、第2条に定める意見交換又は連絡調整のために必要と認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求めることができる。
- 5 協議会の会議は、組合の施設で行うものとする。

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、組合事務局において行う。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関して必要な事項は、協議会に諮り定める。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。